

平成24年1月25日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官 佐藤 春徳

平成22年(ワ)第37512号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 平成23年12月14日

判 決

[REDACTED]  
原 告 [REDACTED]

同訴訟代理人弁護士 荒井 哲朗

同訴訟復代理人弁護士 浅井 淳子

福岡市博多区博多駅東一丁目11番5号アサコ博多ビル8階

被 告 カンボジア開発合同会社  
(旧商号)

T A K E 合同会社

同代表者代表社員 株式会社HUMAN K  
NOWLEDGE

同職務執行者 今野 [REDACTED]

東京都渋谷区渋谷一丁目8番7号第27SYビル3階

被 告 株式会社HUMAN K  
NOWLEDGE  
(旧商号)

株式会社HK INVE  
STMENT

同代表者代表取締役 今野 [REDACTED]

神奈川県大和市 [REDACTED]

被 告 今野 [REDACTED]

東京都足立区 [REDACTED]

被 告 立川 [REDACTED]

上記4名訴訟代理人弁護士 森 田 哲 治

東京都世田谷区 [REDACTED]

被 告 相 田 [REDACTED]

千葉県船橋市 [REDACTED]

被 告 奥 津 [REDACTED]

東京都荒川区 [REDACTED]

被 告 川 俣 [REDACTED]

東京都豊島区池袋二丁目42番3号

被 告 パイオニアワールド株式会社

同代表者代表取締役 酒 井 [REDACTED]

東京都豊島区 [REDACTED]

被 告 酒 井 [REDACTED]

上記両名訴訟代理人弁護士 工 藤 啓 介

### 主 文

1 被告カンボジア開発合同会社、被告株式会社HUMAN KNOWLEDGE, 被告今野 [REDACTED] 被告川俣 [REDACTED] 被告奥津 [REDACTED], 被告立川 [REDACTED] 被告相田 [REDACTED] 及び被告パイオニアワールド株式会社は、原告に対し、連帶して330万円及びこれに対する被告カンボジア開発合同会社、被告株式会社HUMAN KNOWLEDGE, 被告川俣 [REDACTED] 及び被告パイオニアワールド株式会社については平成22年10月21日から、被告奥津 [REDACTED] については同月24日から、被告相田 [REDACTED] については同月25日から、被告立川 [REDACTED] については同月28日から、被告今野 [REDACTED] については同年11月25日から各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

2 原告の被告酒井 [REDACTED] に対する請求を棄却する。

3 訴訟費用は、原告に生じた費用の9分の8と、被告カンボジア開発合

同会社、被告株式会社HUMAN KNOWLEDGE、被告今野[REDACTED]、被告川俣[REDACTED]、被告奥津[REDACTED]、被告立川[REDACTED]、被告相田[REDACTED]及び被告パイオニアワールド株式会社に生じた費用を同被告らの負担とし、原告に生じたその余の費用と被告酒井[REDACTED]に生じた費用は原告の負担とする。

4 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

#### 事実及び理由

##### 第1 請求

被告らは、原告に対し、連帶して330万円及びこれに対する被告カンボジア開発合同会社、被告株式会社HUMAN KNOWLEDGE、被告川俣[REDACTED]、被告パイオニアワールド株式会社及び被告酒井[REDACTED]については平成22年10月21日から、被告奥津[REDACTED]については同月24日から、被告相田[REDACTED]については同月25日から、被告立川[REDACTED]については同月28日から、被告今野[REDACTED]については同年11月25日から各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

##### 第2 事案の概要

本件は、①被告カンボジア開発合同会社（旧商号・被告TAKE合同会社。以下「被告TAKE合同」という。）及び被告株式会社HUMAN KNOWLEDGE（旧商号・株式会社HK INVESTMENT。以下「被告HK」という。）が、株式会社TAKE100（以下「TAKE100」という。）らとともに、実際には価値のないTAKE100の株式等を勧誘・販売する仕組みを構築し、昭和6年生まれの高齢者である原告に対し、当該株式が購入希望者の多い価値の高い株式であるなどと虚偽の事実を申し向け、その旨誤信した原告に当該株式を合計300万円で売り付けた、②上記勧誘には、被告パイオニアワールド株式会社（以下「被告パイオニアワールド」という。）から貸与された携帯電話が使用されたところ、当該携帯電話の貸与の申込みの際に提出された運転免許証が偽造されたものであったにもかかわらず、同被告

は、これを黙認し、被告T A K E 合同らの違法行為を帮助したなどとして、原告が、被告T A K E 合同、被告HK及び被告パイオニアワールド並び被告HK又は被告パイオニアワールドの代表取締役又は取締役であるその他の被告らに対し、民法709条、719条、会社法429条1項等に基づき、上記300万円及び弁護士費用30万円の合計330万円並びにこれに対する不法行為後の日である訴状送達の日の翌日（被告T A K E 合同、被告HK、被告川俣■、被告パイオニアワールド及び被告酒井■については平成22年10月21日、被告奥津■については同月24日、被告相田■については同月25日、被告立川■については同月28日、被告今野■について同年11月25日）から各支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の連帯支払を求める事案である。

## 1 前提となる事実

### (1) 当事者等

ア 原告は、昭和6年■月■日生まれの女性であり、夫が入院中のため、肩書住所地において一人暮らしをしている。原告は、高等学校を卒業後、20歳で婚姻し、以後、専業主婦として暮らしてきた（甲7）。

イ 被告HKは、平成22年8月頃、金融投資コンサルティング業務等を目的とする会社であったものである。

同月頃、被告今野■（以下「被告今野」という。）は、被告HKの代表取締役、被告川俣■（以下「被告川俣」という。）、被告奥津■（以下「被告奥津」という。）、被告立川■（以下「被告立川」という。）及び被告相田■（以下「被告相田」という。）は被告HKの取締役であった（以下、同被告らを「被告HKら」という。）。（争いがない）

ウ 被告T A K E 合同は、被告HKが設立した会社であり、平成22年8月頃、同被告が業務執行社員兼代表社員を、被告川俣が職務執行者をそれぞれ務めていた（争いがない）。

エ 被告パイオニアワールドは、物品賃貸業等を目的とする会社であり、被告酒井 [ ] (以下「被告酒井」という。) が代表取締役を務めている(争いがない)。被告パイオニアワールドは、携帯電話のレンタル事業を営んでいる(乙ハ1~4、弁論の全趣旨)。

オ TAKE100は、天然繊維100%のタオルの製造販売等を目的とする会社である(甲1、乙イ1)。

(2) 本件の事実経過(甲1~4、5の1~5の10、6の1・2、7)

ア 平成22年8月中旬頃、ニッコウショウカイのハギワラと称する者(以下「ハギワラ」という。)から、原告に対し、「TAKE100という会社は、竹繊維100%の製品を作っていて、今世界中で注目を集めている会社です。その会社が株券を販売していて、すごく人気があってなかなか買えないのですが、今月中だったら買うことができます。買った値段の4倍で買いたいと言っている人がいます。」という電話があり、同月19日には、TAKE100の会社案内等が送られてきた。原告が、「株式会社TAKE100お申込手順」と題する書面に記載されたTAKE100のIR室の担当者である長谷川と称する者(以下「長谷川」という。)に電話をしたところ、「株の申込みが多くて十分に用意できるかどうか分からない状況だ。希望分をあげられないかもしれないが、10口であれば用意できる。」等と言われ、同月20日、1口(1株)分30万円を同書面に記載されていたゆうちょ銀行の口座へ送金した。

イ その後も、連日のように、ニッコウショウカイのハギワラから、原告に対し、「TAKE100の株を8倍で買いたい人もいる。もし売るなら私に売ってください。」などという電話があり、これを受けて、原告は、同月25日、9口(9株)分270万円を上記口座に送金した。

ウ 同月30日、原告の自宅に、TAKE100の株券が送られてきたところ、翌31日、「株式会社TAKE100の株式に関する重要なお知ら

せ」と題する書面が届いた。同書面には、TAKE100の株式を、同株式と同額の被告TAKE合同の出資券へ切り替えるため、切替同意書と共に、TAKE100の株券を被告TAKE合同へ送るように記載されていた。これを見て不審に思った原告が、長谷川に電話をしたところ繋がらず、上記会社案内等が送られてきた封筒に記載された番号に電話をしたところ、担当者や社長らが不在であると言われ、また、「出資券に切り替えると、社員扱いになり、年8~9%の配当がある。」などと言われた。

エ 同年9月7日、原告は、被告TAKE合同に対し、電話で、出資を取り止めるから、返金してほしいと申し出たものの、断られた。そこで、原告は、翌8日、原告訴訟代理人の荒井哲朗弁護士に相談し、その後、本件訴訟を提起するに至った。

オ ハギワラが原告に対する勧誘に使用していた携帯電話は、被告バイオニアワールドが富岡■と称する者（以下「富岡」という。）に貸与したものであった。

## 2 爭点及び争点に対する当事者の主張

(1) 被告TAKE合同及び被告HKらの不法行為又は会社法429条1項等に基づく損害賠償責任の有無

(原告の主張)

ア 被告TAKE合同及び被告HKは、TAKE100らとともに、いわゆるマッチポンプの方法を利用して、実際には価値のないTAKE100の株式等を勧誘・販売する仕組みを構築し、マッチポンプの関与者と共に、昭和6年生まれの高齢者である原告に対し、「TAKE100という会社は、竹纖維100%の製品を作っていて、今世界中で注目を集めている会社です。その会社が株券を販売していて、すごく人気があってなかなか買えないのですが、今月中だったら買うことができます。買った値段の4倍で買いたいと言っている人がいます。」などと虚偽の事実を申し向け、そ

の旨誤信した原告をして、当該株式の売買代金名下に、300万円を支払わせ、これを詐取したものであり、被告TAKE合同及び被告HKの当該行為は原告に対する共同不法行為を構成する。また、被告HKは、被告TAKE合同の業務執行社員兼代表社員として、同被告の事業を適正かつ適法に執行すべき義務があったにもかかわらず、これを悪意又は重大な過失により怠ったのであるから、原告に対し、会社法597条に基づく責任も負う。

イ 被告今野は、被告TAKE合同を利用して、違法な詐欺商法を積極的に行っていたものであり、原告に対して不法行為責任を負うとともに、被告HKの代表取締役として、同被告の事業を適正かつ適法に執行すべき義務があったにもかかわらず、これを悪意又は重大な過失により怠ったのであるから、原告に対して会社法429条1項に基づく責任も負う。

被告川俣、被告相田、被告立川及び被告奥津は、被告HKの取締役として、被告今野の違法な業務執行を監督・是正すべき義務を負っていたにもかかわらず、これを悪意又重大な過失により怠ったのであるから、原告に対し、会社法429条1項に基づく責任を負う。

(被告TAKE合同及び被告HKらの主張)

被告HKとTAKE100は、平成22年4月1日頃、TAKE100の事業に関し、コンサルタント業務契約を締結した。しかし、TAKE100の経営が厳しくなったことから、被告HKは、同年7月1日、TAKE100の株式を買い受けた。しかるに、TAKE100が、バンブー投資事業有限責任組合なる投資事業組合を設立し、被告HKが知らないところで、TAKE100の株式を販売していることが判明した。その後、被告HKの調査によって、TAKE100が倒産状態に陥っていることが分かったことから、被告HKは、既に顧客に対して販売していたTAKE100の株式が単なる紙切れになることを回避し、顧客を救済するため、被告TAKE合同を設立

した上、被告HKが販売した顧客に対し、TAKE100の株式を被告TAKE合同の出資券に切り替えるよう案内した。原告は、被告HKがTAKE100の株式を販売した顧客ではないことから、被告TAKE合同の出資券に切り替える対象の顧客にはなっていない。実際、被告TAKE合同は、原告からの投資金を受け取っていない。上記のとおり、TAKE100の株式を販売していたのは被告TAKE合同だけではなく、バンブー投資事業有限責任組合もこれを販売していたのである。

(2) 被告パイオニアワールド及び被告酒井の不法行為又は会社法429条1項に基づく損害賠償責任の有無

(原告の主張)

ア 被告パイオニアワールドは、携帯電話の賃貸業を行っているのであれば、「通話可能端末設備等を有償で貸与することを業とする者」として、「携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通話役務の不正な利用の防止に関する法律」（以下「携帯電話不正利用防止法」という。）上の「貸与業者」（10条1項）に該当する。そうすると、被告パイオニアワールドは、自然人に携帯電話を貸与する場合には、運転免許証及び住民基本台帳等の本人確認をすることができる公的証明書の提示を受ける義務があるのであり（同法10条1項1号、同法施行規則19条1項1号），その前提として、当該公的証明書が偽造されたものかどうかを確認する義務があるのである。しかるに、富岡が提示したという運転免許証（以下「本件運転免許証」という。）は、存在しない地番が記載されているなど偽造されたものであるところ、この点は、インターネットで検索することなどにより容易に判明するものである。そうすると、被告パイオニアワールドは、本件運転免許証が偽造されたものであることを知りながら、これを黙認して本人確認が済んだこととともに、携帯電話不正利用防止法に違反していないかのごとき外観を作出し、同法の趣旨を潜脱した

ものであって、ハギワラの加害行為を帮助したものということができる。  
また、仮に、被告パイオニアワールドに故意の帮助が成立しないとしても、過失による帮助が成立することは明らかである。

イ 被告酒井は、被告パイオニアワールドの代表取締役として、同被告の事業を適正かつ適法なものとなるよう執行すべきであったにもかかわらず、悪意又は重大な過失によりこれを怠ったのであるから、原告に対し、会社法429条1項に基づく損害賠償責任を負う。

(被告パイオニアワールド及び被告酒井の主張)

原告の主張する被告パイオニアワールドの過失と原告が被った損害とは無関係であるか、又は、過失そのものの内容が確定していないといわざるを得ず、原告の主張はそれ自体失当である。

(3) 原告が被った損害の内容及び額

(原告の主張)

原告は、被告らの不法行為により、TAKE100の株式の購入名下に支払った300万円の損害を被った。また、原告は、本件訴訟を提起追行するために弁護士に委任したところ、被告らの不法行為と相当因果関係を有する弁護士費用は30万円が相当である。

(被告らの主張)

否認又は争う。

### 第3 争点に対する判断

1 争点(1)（被告TAKE合同及び被告HKらの不法行為又は会社法429条1項等に基づく損害賠償責任の有無）について判断する。

(1) 前記前提となる事実に、証拠（甲12、乙イ1）及び弁論の全趣旨を併せ考慮すれば、次の事実が認められる。

ア TAKE100は、西久保■（以下「西久保」という。）が平成16年に設立した会社であり、竹纖維を使った商品の製造・販売等を目的とす

る会社である。TAKE100は、平成20年の洞爺湖サミットにおける取引で失敗したことなどから資金繰りに窮するようになっていたところ、西久保は、平成21年の始めから春頃にかけて、知人から宮村■（以下「宮村」という。）を、同人から福田■（以下「福田」という。）をそれぞれ紹介された。福田は、上場株の仕手戦に関わったり、未公開株を販売することなどを手掛けていた。宮村と福田は、西久保に対し、自らを不動産ブローカーであると称し、「不動産ブローカーでもうかつたお金がある。我々のお金を使えばいい。もうかつたら、返してもらえばいい。」などと申し入れ、福田はTAKE100の会長に就任し、宮村はTAKE100の事実上の従業員となつた。

イ 西久保は、福田に対し、同年8月か9月頃、運転資金として、300万円から500万円を融通するよう求めたところ、福田は、「お金がない。」などと答えるとともに、西久保に対し、TAKE100の株式の販売をするよう持ち掛けた。

そして、福田は、同年10月頃、未公開株の販売を手掛けていた益子■（以下「益子」という。）に対し、TAKE100の株式の売却を依頼した。これを受けて、益子は、TAKE100の株式を1株35万円で売却することとし、バンブー投資事業有限責任組合などを用いて、TAKE100の株式の販売をしていた。同株式1株35万円の売買代金のうち、益子が1万円を、販売部隊が22万円を、福田が12万円をそれぞれ得ていた。

ウ 西久保は、同年暮れ頃、三菱UFJ証券から、「バンブー投資事業有限責任組合というのは、お宅の会社ですか。三菱UFJ証券の名前でTAKE100株式会社の株式を売っている者がいるらしいのですが、あなたが指示したのですか。」との問い合わせを受けた。これを受け、西久保は、福田を問い合わせて聞き出した益子に対し、「お客様に出した案内状をすべ

て回収するように。お客様に対して、バンブー投資事業有限責任組合とTAKE100とは今後一切関係ないと伝えるように。」という内容の内容証明郵便を差し出した。

エ 西久保は、平成22年2月か3月頃、福田と共に、被告HKの事務所を訪れ、被告今野及び被告川俣と会った。福田は、西久保に対し、被告HKは、株式を販売するプロ集団であり、過去に様々な会社を手掛けており、TAKE100の株式の販売も被告HKに依頼する旨を説明した。

被告HKは、同年8月2日、被告TAKE合同を設立し、業務執行社員兼代表社員となった。

オ 西久保は、同年4月1日、福田とTAKE100の株式の販売の件で仲違いをし、日本橋にあったTAKE100の事務所を出た。現在、TAKE100の日本橋の事務所は存在するものの、事務員は一人だけで、電話対応のみをしている。

(2) 上記認定事実及び前記前提となる事実によれば、TAKE100は、資金繰りに窮り、運転資金を確保することもできないような会社であったところ、未公開株の販売を手掛けていた福田が入り込み、自らの利益を図るため、まず益子をしてTAKE100の株式を販売し、その後被告HKをして同株式を販売するようになったものであり、ハギワラを名乗る被告HK又は被告TAKE合同の関係者が、原告に対し、平成22年8月頃、電話をかけ、あたかもTAKE100の株式の購入を希望している者が多数おり、同株式が高い価値を有するかのような虚偽の事実を申し向け、原告から売買代金名下に合計300万円を詐取したこと、被告HK及び被告TAKE合同は、同月末、原告に対し、TAKE100の株式を被告TAKE合同の出資券に切り替えるよう求めたことなどが認められ、これらの事実に照らせば、被告HK及び被告TAKE合同は、共謀の上、原告からTAKE100の株式の購入名下に300万円を詐取したものと認めるのが相当である。

これに対し、被告TAKE合同及び被告HKらは、被告HKが、顧客に販売していたTAKE100の株式が紙切れになることを回避し、顧客を救済するため、被告TAKE合同を設立した上、当該顧客に対し、TAKE100の株式を被告TAKE合同の出資券に切り替えるよう案内したこと、原告は、被告HKがTAKE100の株式を販売した顧客ではないことから、被告TAKE合同の出資券に切り替える対象の顧客にはなっていないこと、実際、被告TAKE合同は、原告から投資金を受け取っていないことなどをそれぞれ主張する。

しかし、前記認定のとおり、平成22年2月か3月頃、福田が、被告HKの被告今野及び被告川俣に対し、TAKE100の株式を販売するよう依頼したこと、被告HK及び被告TAKE合同は、原告に対し、TAKE100の株式を被告TAKE合同の出資券に切り替えるよう案内を送付していることからすれば、原告に対してTAKE100の株式を販売したのは、被告HK及び被告TAKE合同であると認められるのであって、被告TAKE合同及び被告HKらの上記主張は採用することができない。

以上によれば、被告TAKE合同及び被告HKは、原告に対し、共同不法行為に基づく損害賠償責任を負うものというべきである。

また、被告今野は被告HKの代表取締役、被告川俣、被告奥津、被告立川及び被告相田は被告HKの取締役であるところ、被告今野は、被告HKが上記のような詐欺商法を行わないよう業務の執行をすべきであったにもかかわらず、悪意によりこれを怠り、被告川俣、被告奥津、被告立川及び被告相田は、被告今野の違法な業務執行を監督しこれを是正することを悪意又は重大な過失により怠ったものと認められるから、いずれも会社法429条1項に基づく損害賠償責任を負うものというべきである。

2 爭点(2)（被告パイオニアワールド及び被告酒井の不法行為又は会社法429条1項に基づく損害賠償責任の有無）について判断する。

(1) 前記認定のとおり、被告パイオニアワールドは、携帯電話のレンタル事業を営んでおり、携帯電話不正利用防止法にいう「通話可能端末設備等を有償で貸与することを業とする者」として、携帯電話不正利用防止法上の「貸与業者」（10条1項）に該当するところ、ハギワラが原告に対して行ったTAKE100の株式の勧誘については、被告パイオニアワールドが富岡に対して貸与した携帯電話が用いられたことが認められる。

そして、富岡が、上記携帯電話の貸与を受けるに当たって、本人確認のために、被告パイオニアワールドの従業員綱岩■■■（以下「綱岩」という。）に提示した本件運転免許証の住所欄には、「東京都千代田区飯田橋3-15-5-601」と記載されているところ（乙ハ2），千代田区飯田橋3丁目には、1番地から13番地までしかないこと、運転免許証に記載されている免許証番号は、運転免許証の偽造防止のために、数字に特殊な暗号の意味を持たせているところ、本件運転免許証の免許証番号は、「第308415603410」であり（乙ハ2），これによれば、富岡が普通自動車の運転免許を取得したのは1984年（昭和59年）となること（免許証番号の3桁目及び4桁目の数字は、運転免許を取得した西暦の下2桁を示している。），他方において、運転免許証の下から2段目の「他」の部分は、富岡のように普通自動車の運転免許のみを取得した者であれば、その取得日の和暦が記載されるところ、本件運転免許証の「他」の欄には、「平成04年」と記載されており、上記1984年（昭和59年）と一致していないことなどからすれば、本件運転免許証が偽造されたものであることは明らかである（被告パイオニアワールド及び被告酒井も、これらの事実を認めている。）。

ところで、証拠（甲9）によれば、振り込め詐欺は、平成15年から急増し、平成16年には認知件数が2万5700件、被害額が284億円に達したこと、その対策として、平成17年4月に携帯電話不正利用防止法等の制定などの立法措置が講じられたこと、このような措置が講じられた結果、振

り込み詐欺の件数は一時的に減少したものの、その後再び上昇に転じ、平成19年には被害額が251億円、平成20年には1月から4月までの統計が過去最悪の120億円となったこと、新たな犯罪ツールとして利用されるようになったのがレンタル携帯電話であり、平成19年中に犯行に利用された携帯電話のうち約4分の1がレンタル携帯電話であったこと、こうしたことから、携帯電話不正利用防止法が改正され、レンタル事業者は、貸与契約時において、本人確認（自然人の場合は、「氏名、住居及び生年月日」）を行わずに、携帯電話を交付してはならない旨が規定されるとともに（10条1項）、レンタル事業者が貸与時本人確認義務等を怠った場合には、レンタル事業者に対して、2年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する旨の罰則が定められたこと（22条1項）などが認められる。このように、レンタル携帯電話は、振り込み詐欺を始めとして、自らの氏名や立場を明らかにすることができない者の詐欺行為の重要なツールとして利用されていることは否定し得ないのであり、携帯電話不正利用防止法は、このような犯罪行為を防止するため、レンタル事業者に対し、罰則を伴う厳格な本人確認義務を課しているのである。しかるところ、レンタル携帯電話を犯罪行為に利用しようとする者は、レンタル事業者に対して提示する運転免許証等の公的証明書を偽造することは容易に想定されるのであるから、携帯電話のレンタル事業者は、借受希望者から、本人確認のために運転免許証等の公的証明書が提示された場合には、それが偽造されたものであるか否かを慎重に調査すべき高度の注意義務を課せられていると解するのが相当である。

これを本件についてみると、前記のとおり本件運転免許証には精巧な偽造が施されているというわけではなく、架空の住所である「東京都千代田区飯田橋3-15-5-601」が記載されているところ、「東京都千代田区飯田橋3丁目」でインターネット検索をすれば、同所3丁目に「15」は存在

しないことは容易に判明すること（甲11の1・2），本件運転免許証には，免許の取得年月日につき矛盾する記載があることなどが認められ，これらによれば，綱岩が，本件運転免許証につき簡易な調査をすれば，偽造の事実が容易に判明したものというほかはない（とりわけ，富岡は，一度に3台もの携帯電話のレンタル契約を締結することを申し込んでいるにもかかわらず，印章を所持していないなど（乙ハ1），疑わしい点があったのであるから，このような調査をすべき要請は一層高かったということができる。）。したがって，富岡に対して携帯電話を貸与すれば，それが詐欺行為等の犯罪に利用されるに至ることを予見することは十分に可能であったものというべきであるあるから，富岡の本人確認をした綱岩には，看過し得ない過失があり，この過失により，被告TAKE合同及び被告HKの不法行為の実行を容易ならしめたものということができる。

そうすると，被告パイオニアワールドが，被告TAKE合同及び被告HKらの不法行為を故意に帮助したと認めるに足りる証拠はないものの，同被告の従業員である綱岩は，過失により同不法行為を帮助したものと認めるのが相当である。したがって，被告パイオニアワールドは，原告に対し，使用者責任及び共同不法行為責任を負うものというべきである。

(2) 原告は，被告パイオニアワールドの代表取締役である被告酒井が，被告パイオニアワールドの事業を適正かつ適法なものとなるよう執行すべきであつたにもかかわらず，悪意又は重大な過失によりこれを怠ったとして，被告酒井が原告に対して会社法429条1項に基づく損害賠償責任を負うと主張する。

しかし，本件においては，被告パイオニアワールドの従業員である綱岩が，富岡が提示した本件運転免許証が偽造されたものであることを見抜けなかつたことについて，被告酒井が被告パイオニアワールドの職務を執行する上で悪意又は重大な過失があつたと認めるに足りる証拠はない。

したがって、原告の上記主張は採用することができない。

3 争点(3)（原告が被った損害の内容及び額）について判断する。

前記認定のとおり、原告は、被告酒井を除く被告らの不法行為等により、TAKE 100 の株式の購入名下に支払った 300 万円の損害を被ったことが認められる。また、原告は、本件訴訟を提起追行するために弁護士に委任したところ、被告らの不法行為と相当因果関係を有する弁護士費用は 30 万円と認め る。

4 以上によれば、原告の請求は主文掲記の限度で理由がある。

東京地方裁判所民事第 6 部

裁 判 官 志 田 原 信 三

これは正本である。

平成24年1月25日

東京地方裁判所民事第 6 部

裁判所書記官 佐藤春穂